賞与等の取立金額計算書（自動計算されます）

①～⑨の欄に入力してください。

賞与等明細書								
賞与等の総額	①	円	→	賞与等支給額	1,000円未満切捨て	A	0	円
源泉徴収所得税	②	円	→	上記給与等から控除された源泉所得税額	1,000円未満切上げ	B	0	円
源泉徴収住民税	③	円	→	上記給与等から控除された源泉住民税額	1,000円未満切上げ	C	0	円
社会保険料（雇用保険料等）	④	円	→	上記給与等から控除された社会保険料	1,000円未満切上げ	D	0	円
				A－（B＋C＋D）＝		(1)	0	円

賞与等を支払う月分の給与等の額

給与等明細書								
給与等の総額	⑤	円	→	賞与等を支払う月分の給与等支給額	1,000円未満切捨て	a	0	円
源泉徴収所得税	⑥	円	→	上記給与等から控除された源泉所得税額	1,000円未満切上げ	b	0	円
源泉徴収住民税	⑦	円	→	上記給与等から控除された源泉住民税額	1,000円未満切上げ	c	0	円
社会保険料（雇用保険料等）	⑧	円	→	上記給与等から控除された社会保険料	1,000円未満切上げ	d	0	円
				a－（b＋c＋d）＝		(2)	0	円

※賞与等の支給月分の給与等支給額が確定していない場合は、前月の給与等額にて算出してください。

				(1)＋(2)＝		(3)	0	円
生計を一にする親族の数	⑨	人	→	国税徴収法施行令第34条の金額 107,000円＋（48,000円×　0人　）＝	1,000円未満切上げ	E	107,000	円
				（(3)－E）×　20/100　＝ 又は、E×2のいづれか少ない金額	1,000円未満切上げ	F	−22,000	円
				（(2)－E）×　20/100　＝ 又は、E×2のいづれか少ない金額	1,000円未満切上げ	F’	−22,000	円

※⑨「生計を一にする親族の数」については、貴社あて差押通知書に同封した計算シート記載の人数を入力してください。

★ご注意ください★

右の算出された、取立金額は、あくまでも賞与のみの取立金額です。例月の給料については、別途計算していただき、ご送金いただく必要があります。

取立金額（桐生市役所に支払う金額）

(2) ≧ E　のとき 取立金額　(1)　－（F　－　F’）＝ (2) ＜ E　のとき 取立金額　(3)　－（E　＋　F）＝	−85,000	円